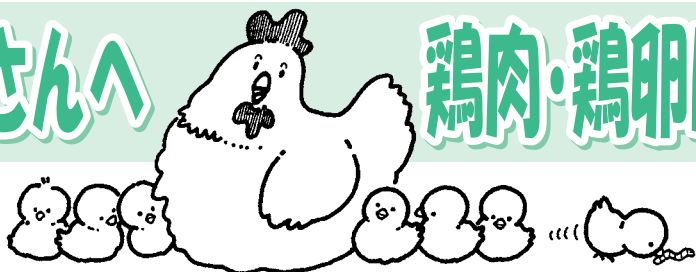


消費者の皆さんへ 鶏肉・鶏卵は安全です



市場に出回っている鶏肉、鶏卵は食べても安全です。
これまで通り、安心してお召し上がりください。

☆鶏肉や鶏卵を食べた人がインフルエンザウイルスに感染したことは、世界的にも報告されていません。

- ウイルスが肉や鶏卵に入り込むことは極めてまれです。
- 感染した鶏肉や鶏卵が食品用に出回ることはありません。
- 仮に、人がインフルエンザの存在する鶏肉や鶏卵を食べても、胃液の中でウイルスは生きられません。

☆鳥インフルエンザウイルスは加熱すると死滅します。

- WHO(世界保健機関)によると、ウイルスは適切な加熱により死滅するとされており、一般的に食品の中心温度が70度に達するよう加熱することを推奨しています。

☆高病原性鳥インフルエンザは、人に感染するのですか？
鳥インフルエンザは異なったウイルスであり、鳥インフルエンザ

☆高病原性鳥インフルエンザとは？
高病原性鳥インフルエンザとは、鳥インフルエンザのうち、死亡率が高いか、ウイルスが変化して死亡率が高くなる可能性のある特定のウイルスのものをいいます。
鶏、あひる、七面鳥、うずらなどが感染し、神経症状(首曲がり、元気消失など)、呼吸器症状(口を開けてゼーゼーというような症状)、消化器症状(下痢、食欲減退など)などを呈し、鳥から鳥へ直接感染するだけでなく、水、排泄物などを介しても感染します。
また、生きた鳥との接触などにより、人に感染した例が知られているものの、食品(鶏卵、鶏肉)を食べることによりウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

☆高病原性鳥インフルエンザは、人に感染するのですか？
鳥インフルエンザは異なったウイルスであり、鳥インフルエンザ

☆人ではどのような予防方法がありますか？
日常の生活の中では、鳥インフルエンザウイルスに関する特別な予防を行う必要はありません。ただし、鳥や動物に直接接触したり、養鶏農場に立ち入った場合には手洗い、うがいをしましょう。
また、関係のない鶏舎などへの出入りは、できる限り避けてください。必要があったら、鶏舎に出入りするときは、次の感染予防対策を実施するよう心がけましょう。
・フィット性のよい医療用のマスク、手袋、長靴の使用
・解体などで鳥の体液に接触する場合は、ゴーグル、ガウン(エプロン)の着用
・作業後に必ず石けんと流水

☆死んだ野鳥は回収し、検査します。死んでいる野鳥を発見したときは、絶対に触れないで、役場などへご連絡ください。

☆ペットで鳥を飼っている皆さんへ！
これまで、ペットとして家庭などで飼養していた鳥が直ちに危険になるといわれることはありません。
ただし、鳥をインフルエンザから守り、また人への感染を予防するために、飼っている鳥と野鳥との接触を避け飼養場所を清潔にしましょう。また、鳥に触ったり世話をした後は手洗い、うがいをしましょう。
なお、上記のような症状が現れていなくても、突然多数の鳥が死ぬなどの異変があれば役場農林商工課 ☎ 四五―一七六四、洲本健康福祉事務所 生活衛生課(ペットの場合) ☎ 二六―二〇六八、洲本家畜保健衛生所(家畜の場合) ☎ 二二―一五六〇六までご相談ください。

鳥インフルエンザウイルス

での手洗いを実施

昔懐かしい緑町の写真を募集します。

緑町では、合併を目前に控え、将来の自分たちや子や孫が「緑町」を振り返ることができる記念誌の制作に取り組んでいます。
より良い記念誌を作るため、1点でも多くの写真をお寄せください。



▲昭和30年ごろの祭の風景(中条中筋)

【このような写真を募集しています】(一例)

- ・懐かしい町内の風景や町並み、祭り、年中行事などの写真
- ・改修前の道路や河川、橋や学校などの建物や構築物の写真
- ・昔の農作業や産業活動の風景写真、災害などの記録写真
- ・いつまでも残しておきたい場所で写した家族写真
- ・暮らしの中で使用していた古い物品類の写真(電化製品、車、衣類、農機具など)

記念誌づくりにご協力をお願いします!

ご家庭の古いアルバムや引き出しなどに、以上のような写真が眠っていましたら、ぜひご提供願います。皆さんのご協力をお待ちしています。

- ①提出要件他 全て町内で撮影されたものに限り、主として昭和初期～40年代後半ごろまでの写真を募集します。写真1枚ごとに下記の「写真提出票」を必ず添付してください。提出票が足りない場合は、コピーして利用いただくか、役場まちづくり課でお受け取りください。写真内容の確認のため、後日、担当者から連絡する場合があります。提出いただいた方のお名前を巻末に掲載します。(ただし、写真を掲載できない場合もありますので事前にご了承ください。) 製本後の写真返却の希望の有無について「写真提出票」の該当欄に○印をご記入ください。
- ②提出先 役場まちづくり課
③提出期限 4月23日(金)
④問い合わせ 役場まちづくり課 ☎ 45-1760

氏名	電話	—
住所	緑町	
撮影年代	年	月ごろ
撮影場所		
内容		
返却希望の有無(どちらかに○)	有・無	

※撮影年代が特定しにくい場合は「S25～30年ごろ」などで可。
※写真1枚ごとに作成ください。

氏名	電話	—
住所	緑町	
撮影年代	年	月ごろ
撮影場所		
内容		
返却希望の有無(どちらかに○)	有・無	

※撮影年代が特定しにくい場合は「S25～30年ごろ」などで可。
※写真1枚ごとに作成ください。